

植田捷雄著

『支那に於ける租界の研究』

内田直作

一

本年三月末國民政府還都二週年に際して、天津並に廣東の英國租界の行政權の日本側現地代表から國府側への移官の式典が行はれ、代つて中國人を署長とし邦人を參事とする特別行政區公署の設置を見るに至つた。支那事變勃發後租界の中立性の名に假りて重慶側の政治的金融的攪亂工作を默過援助し、藍衣社、共產黨等の如き恐怖團體の巢窟化して居た英國租界が完全に消滅するに至つたことは、南方に於ける英米側各根據地の陥落と共に寔に慶賀に堪へないところである。さり乍ら、支那には上海共同租界を始め幾多の各國租界が嚴然として残存し、その政治的、經濟的多彩性、國際的、法規的複雜性からして租界問題の

書評

解決は大東亞建設の重要課題として取殘され、尙ほ今後度重なる試鍊を経なければならぬものと豫測される。かかる支那に於ける租界問題に關して、昨秋公刊された現東洋文化研究所囑託植田捷雄氏の「支那に於ける租界の研究」はこの方面の唯一の根本的研究として推すことが出来る。本書は同氏の十年間餘に亙る研鑽の成果であり、先の「支那租界論」(昭和九年)、「増補支那租界論」(昭和十四年)に次いで三度目に完成されたところのものである。尙ほ、著者には別に「支那外交史論」(昭和八年)、クライド原著「滿洲に於ける列國爭覇」(昭和十年)、「在支列國權益概説」(昭和十四年)があり、支那に於ける國際上の諸問題につき極めて造詣深きことが窺はれる。

二

本書は前編、租界の歴史的研究と、後編、租界の法律的研究の兩編から成立する。その特色を要約すれば、先づ第一には歴史的研究の實證的研究であつて、後編の法律的研究に於ても終始歴史的研究に即しての法理論であることである。第二には支那租界の

包括的研究であつて、最重要な上海租界につき前後編の大半を割かれるが、尙ほその餘の租界についての全般的研究にも力を注がれて居る。長く支那に滞在して租界内生活の現實に觸れ、後東方文化學院に於いて廣く和漢洋の資料を涉獵せられた著者にして始めて爲しうる業績と言へよう。

前編の租界の歴史的研究の第一章に於て著者は唐宋時代の廣州及び泉州に於ける「蕃坊」から説き起し、明代葡萄牙人の占據した澳門、清代の廣東十三行夷館に説き及び、これ等の何れもは條約により確認せられたものではないが、事實上の居留地として租界の前身をここに見出す。

第二章に於ては一八四二年の英支南京條約により條約上五港に於ける英國人の居住貿易權が確認され、一八四五年に創設された上海英國租界その他支那全土に互る各國租界制度確立の起點となり、その後一八六三年上海英國租界は米國租界を吸収して成立した今日の共同租界、一八四九年に創設された上海佛國租界を始めとし、天津、漢口、廣東、鼓浪嶼、廈門、鎮江、九江、温州、蘇州、杭州、沙市、福州、重慶、蕪湖、寧波に於ける各國租界の歴史的、包括的研究を試みる。

第三章に於ては第一次歐洲大戰後支那に勃然として擡頭した不平等條約撤廢運動の開始と共に動搖するに至つた各租界の主

要事件を分析解説する。一九一七年の獨逸租界の回收を第一歩とし、一九二四年の露國租界接收、一九二七年の英國の漢口、九江、一九二九年には鎮江租界の回收、同年の天津白耳義租界の自發的返還、一九三〇年の廈門英國租界の接收、又回收最も困難な上海租界に對しても支那人の參政權、越界道路回收、會審衙門の接收、工場法適用問題に關聯して漸進的恢復を企てたことに説き及び、更に、一九三七年支那事變勃發後英米重慶側の舊秩序の據點化した上海、天津、鼓浪嶼の三租界と我國との間に生じた重大な摩擦につき一九四〇年度にまで及ぶ綿密な實證的検討を以て前編の歴史的研究を終る。

三

後編の租界の法律的研究に於ては先づ研究の對象である「外國租界」を以て「専ら外國行政權の行使せられる地域」とし、外國行政權の行使されない外交共管居留地たる芝罘、自開商埠地である濟南等の如きは除外する。現代支那の外交問題として重要なものが「外國租界」たる以上歴史的現實に立脚する法理論を重要視する著者の立場からすれば、それは當然の歸結であり、モールス、ウ・ロビーの如き英米學者とはこの點立場を異にする。従つて、著者に從へば、租界の分類は一國專管租界

及び列國共同租界の二種に歸着する。

租界の法律的根據の解明に際しても、歴史的に列國が一八四二年の英支南京條約より一八七六年の英支芝罘條約に至る諸條約を擴張強化せしめて設定した「屬人的規定の延長」たる初期に於ける租界と、一八九六年の日清北京議定書及びそれ以後の諸條約に基き設定した「領土的利益の性質」を伴ふ近代に於ける租界とに分別して考察する。前者に關しては主として上海共同租界と上海佛國租界につき論述し、それ等は條約上の根據は薄弱であるが、唯「歴史的發展の結果、事態の現狀が國際秩序に合致するものとの一般的確信を生ぜしむるに足る期間」の經過する以上時効的權利として認むるの外なしとする。後者の比較的近代に於て定められた各國租界の行政權については、その設定時に際して交換せられた取極書乃至協定により明確に條約上の根據を有することを認める。

次いで、租界と開港場との地域的關係につき「開港場即ち外國租界なり」との支那側説を一蹴して、租界は開港場の上に重ねられたる新たな權利であり、外國租界は開港場の一部にして全部に非ずとする説の法理上の正當性を根據づける。

租界行政權の内容は屬地的なるも支那國領土主權の委讓でなく、純然たる「地方的乃至市政的權能」に限らるべきものであ

り、政治的或は軍事的事項に互ることを得ざるものとし、嘗つて英米が第三國乃至支那國に對して租界自體の中立性を主張した如きは權限外に屬するものと認める。

續いて、租界行政權と支那國民の參政權、居住權、土地所有權との關係、延いては第三國並に設定國乃至は關係國との關係につき説き及ぶ。更に、租界行政權の及ぶべき範圍が租界内に限らるべきものとする原則に對する重要な例外として、上海共同租界の越界道路行政の法律的根據とその内容を明かにする。

後編第五章に於ては、租界の組織につき自治主義、官僚主義、折衷主義の三類型に分別觀察し、共同租界乃至英國租界は自治主義、佛國租界、伊太利租界は官僚主義、日本租界は折衷主義に屬するものとし、各個別的分析を行ひ、更に租界内に於ける司法關係につき會審制度と領事裁判權制度に分つて説明し、それ等が租界行政權の一部として認められたる租界固有のものでなく、租界内の司法制度は支那全土一般に行はるべきものであることを明かにする。次いで、租界の土地關係につき土地永租權の性質と形式につき説き及び、永租權の土地所有權説を排し、領土の割讓に非ざることを論ずる。

第六章に於ては租界と戰爭及び内亂につき(一)專管國と支那とが戰時關係にある場合、(二)專管國と第三國とが戰時關

係にある場合、(二三) 支那國と第三國とが戰時關係にある場合(四) 第三國相互間が戰時關係にある場合に分別して説明する。

第一の場合には租界を設置した條約は戰時中その效力を停止するが、消滅するものに非ざること、第二の場合には租界は當然中立地域たるべきであるが、過去に於てこの原則に相反する事實のあること、第三の場合も亦租界は許與せられた租界行政權の範圍内に於て專管國の領土と同じく中立的地位を有すること、最後の場合には租界は戰爭によつて何等の影響を受けないことを原則とすることを明かにする。

第七章に於ては前章と別箇の立場に於て支那を舞臺とする内亂又は國際戰爭に際しての租界の中立につき主として上海租界を中心として論ずる。即ち、租界固有の中立は法理上全く存在の餘地なく、又租界の「中立的慣行」も過去の幾多の事實に於て成立の餘地なきものではあるが、唯支那の如く内亂又は暴動絶ゆることなく、またその國家的能力微弱なる國に於て、在留外國人の生命財産が急迫せる危険に直面する場合、關係列國の自衛權發動に基くこれ等在外臣民の保護が結果において租界を中立的狀態に置くの外觀を呈するに過ぎないものと解する。

最後の第八章に於ては、租界と類似する北京公使館區域、租借地、鐵道租借地、タンヂール國際都市との差異を検討し、租

界はその何れとも法理上の性質を異にするものであり、究極に於てエスカラと同様租界は「如何なる現存の法律的範疇にも屬せざるもの」との論決を下す。

四

大東亞戰爭の勃發後、天津及び廣東に於ける英國租界の支那側への移管、漢口第三特別區の支那側接收となり、敵性租界の芟除によつて租界問題は急速な展開を示して居るが、尙ほ全般的な租界問題の解決方法に關しては幾多の論議の餘地が残され、本書も結末に於て租界の漸進的撤廢か即時回收かの憶測を述べることに依つて終始符が打たれる。

尙ほ、租界の功罪に關しては、著者は結論に於て外國人乃至支那人に與へる諸利益として、一、政治上の利益(反面より見れば支那國主權の侵害)、二、通商貿易の保護、三、生命財産の保護、四、支那人に對する行政上の垂範、を擧げ、その反面重大なる弊害としては、一、陰謀の策源地、二、犯罪の巢窟、三、寡頭政治、四、租界當局の國際政治關與、五、支那國主權の侵害とを擧げる。

租界に對する價值判斷はこれ等の功罪をめぐつてなされるべく、既に現實的に前述の如き兩英國租界の支那側移管、上海・

鼓浪嶼兩共同租界への皇軍進駐等によつて租界の敵性陰謀策源地としての矛盾的傾向は一掃せられつつある。併し乍ら、その一面租界が過去に於て外國人のみならず、支那人自體の通商貿易、生命財産の保護につき與へた利點は容易にこれを輕視し得ない。支那國內の内亂、暴動に反比例してタンクとトーチカに依つて防備され鐵條網の張りめぐらされた租界經濟が今日の股盛を致したことは、城壁を以て取圍まれる縣城鄉村に於ける農民の自衛的諸制度、都市に於ける自治團體たる同郷的、商工的ギルドの普及の傾向と一脈相通じ、租界制度はそれ等と相併んで支那國內の固有な政治的、社會的諸事情に基く自衛的な特殊の機構としても觀察しうる。かかる特殊の、舊態勢的機構としての租界が東亞新秩序の確立により即時的撤廢を見ることは理想的立場からして極めて望ましいところではあるが、尙ほその實現については支那國內の政治的社會的機構の諸現實の檢討をも輕視し得ない。かかる場合、今後の國民政府の育成強化、清郷工作の進捗に對し大いに期待すべきものがあると言へよう。吾國が列國に率先して租界を返還し、國民政府と有力に提携しつつ大東亞共榮圈の實現に邁進すべき秋の近きことが感ぜられる昨今、著者の「支那に於ける租界研究」の大著の完成を見たことは極めて意義深きものがあり、租界問題の解決促進に對し

書評

て多大の貢獻を致されたものと讀へなければならぬ。

租界内に於て發展した洋行、買辦制度、商工業團體等租界の經濟的側面に對して興味を持つ小生の如きは特にこの感を深くする。この點、一九三一年に公刊されたフィータムの上海租界行政調査報告 (Report of the Hon. Mr. Justice Feetham, C. M. G. to the Shanghai Municipal Council, Shanghai 1931) が第三編に於て専ら經濟的側面を取扱つたことにも關心が惹かれるのである。租界の現實性把握とその將來の政策的檢討に對し、租界の持つ經濟的意義は相當重要視しなければならぬであらうし、それは今後の租界問題に關聯して開拓さるべき興味ある一研究分野と言へる。

尙ほ、小生は本書前編の歴史的研究の殊に前半部分に關して貿易史の觀點からして共通の關心を有するが、その歴史の記述年代等精確であつて、和漢洋に互る複雑多岐な資料を綿密に整理せられた著者の勞苦に對し敬服措く能はないものがあることを末尾乍ら附記させて頂く。(昭和十六年九月、巖松堂書店發行、全九一九頁)